

# 安全の手引き

～ コスタリカで安全に生活するために ～



EMBAJADA DEL JAPÓN

コスタリカ日本人会

在コスタリカ日本国大使館

共同編集

2025年改訂

## はじめに

コスタリカは、自然豊かで穏やかな素敵な国です。しかしながら近年では、ホテルやレストランなどの施設が充実して便利になる一方で、殺人等の凶悪事件や一般犯罪が急増するなど、往年との暮らしぶりは変化してきています。

コスタリカに限ったことではありませんが、海外へ赴く際には、日本国内と同じレベルの対応が得られることは少ないと認識し、その国の法制度、文化的背景、風俗習慣等の違いに留意し、『**自分の身は自分で守る**』という自覚を常に持ち、トラブルに巻き込まれないよう、各自で出来る範囲内の安全対策をしっかりと行うことが必要です。

この冊子は、コスタリカに在住されている在留邦人の皆様が、安全に生活するための基礎的な情報を提供することを目的に作成したものです。

本冊子が皆様の安全対策の一助になれば幸いです。

### 在留届についてのお願い

「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけではなく、邦人が事件や事故に遭った場合や緊急事態発生時等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うために使われます。海外に3か月以上邦人が滞在する場合は、大使館・総領事館へ在留届を提出することが旅券法で義務づけられています。必ず手続きを行ってください。

また、住所や電話番号等に変更が生じた場合には「変更届」を、日本への帰国や他国への転居を行う場合には、「帰国届」の提出をお願いいたします。

なお、これらの届け出は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です（ORR Net）。3か月未満の渡航を予定されている方につきましても、「たびレジ」への登録をお願いいたします。

» 在留届の提出について→[http://www.cr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/orr\\_jp.html](http://www.cr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/orr_jp.html)

» 在留届のオンライン登録(ORRNet)、「たびレジ」登録→<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

## 目次

I	防犯の手引き	1
1	防犯の基本的な心構え	1
(1)	行動三原則の徹底	1
(2)	生命の安全を最優先に	1
(3)	常に『備えの心』を忘れずに	1
2	コスタリカの治安情勢について	2
3	防犯のための具体的注意事項	2
(1)	住居	2
(2)	外出時	3
(3)	生活	5
(4)	交通事情と事故対策	6
(5)	テロ・誘拐対策	6
(6)	緊急連絡先	7
(7)	緊急時の情報収集	8
(8)	簡単な緊急時の現地語表現	8
II	在留邦人用緊急事態対処要領	9
1	平素の準備と心構え	9
(1)	在留届の提出・更新	9
(2)	連絡体制の整備	9
(3)	避難場所	10
(4)	携行品及び非常用物資の準備	10
2	緊急時の行動	11
(1)	基本的心構え	11
(2)	情報の把握	11
(3)	当館への通報等	11
(4)	国外への退避	12
III	チェックリスト集	
1	住居選定にかかるチェックリスト（別紙1）	13
2	緊急事態に備えてのチェックリスト（別紙2）	15
IV	おわりに	17

## I 防犯の手引き

### 1 防犯の基本的な心構え

コスタリカを含め中南米諸国の治安情勢は日本とは大きく異なります。麻薬組織による犯罪のほか、殺人、一般犯罪（強盗・スリ・置き引き等）も多く発生しています。このような犯罪に巻き込まれないためにも、事前の防犯対策が重要となります。

海外において犯罪を防止するためには、「自分の身は自分で守る」という危機管理意識を持つことがとても重要です。

#### （1）行動三原則の徹底

一般的に日本人は、危険に対する意識が低いと指摘されています。また、海外から見た日本のイメージは、経済大国でお金持ちが多く暮らしているといったものが一般的です。そのため、犯罪者は日本人を『多額の現金を所持していて、抵抗しない』と考えることもあり、その結果、日本人が強盗やひったくり、誘拐の標的とされる場合があります。特にコスタリカでは、アジア系の人々が極めて少ないため、日本人の容姿は非常に目立ちますので、海外では安全のための『行動三原則』を正しく理解して、『自分の身は自分で守る』よう心がけてください。

*Importante!*

#### 海外における安全のための『行動三原則』

“目立たない” “行動を予知されない” “用心を怠らない”

#### （2）生命の安全を最優先に

万一、身体に危険がおよぶ事態に遭遇した場合、例えば、強盗にけん銃やナイフを突きつけられて金品の要求を受けた場合等には、決して抵抗することなく、ご自身の生命と身体の安全を第一に考え、相手の要求に従ってください。なお、負傷した場合、治療のため高度医療を有する国外への移動が発生する場合もありますので、十分な補償内容の海外旅行保険への加入をお勧めします。

#### （3）常に『備えの心』を忘れずに

防犯対策にここまでやれば良いといったゴールはありません。しかし、コスタリカで安心を得るためにには、多くの『備え』が必要です。大切なことは、最新の治安情報の収集・分析を行い、生活エリア全域の治安情勢を踏まえて、有効な防犯対策（備え）を立てることです。

なお、一度に最善の防犯対策を講ずることは非常に難しいため、常に治安情勢への高い関

心を維持すること及び防犯対策の定期的な見直しが必要です。

## I 防犯の手引き

### 2 コスタリカの治安情勢について

従来、コスタリカは中南米地域の中では政治・治安ともに安定した国と一般的には認識されてきましたが、1990年代以降、不法移民などの不法滞在者の増加、麻薬組織犯罪グループの流入、銃所持者の増加、武器の流入、麻薬のまん延、学校の中途退学者による犯罪の低年齢化などにより、治安は悪化の一途をたどっています。近年では警察官の増員、犯罪者収容施設や社会復帰施設の増設など、国として治安対策に力を入れていますが、依然として多くの犯罪が発生しています。特に殺人件数は年々増加しており、2023年の殺人事件数は905件と過去最多を記録しました。

危険と言われている地域以外でも、銃を使用した犯罪が増加しており、白昼の銀行強盗や大型ショッピングモールでの強盗などが発生しています。その中には、短絡的に相手を殺害するケースも多く存在します。また、一般犯罪（強盗・窃盗・スリ・置き引き・車上荒らし等）の被害も年々増加しているため、各種犯罪に巻き込まれないよう十分注意が必要です。

### 3 防犯のための具体的注意事項

#### （1）住居

コスタリカでは日常的に強盗事件が発生している状態ですので、コスタリカで生活する上で、住居の選定は非常に重要です。住居を決定する上で最優先にすべきは安全であり、住居があるエリアの治安情勢や周囲の生活環境、生活に必要となる施設（仕事場、学校、病院等）との位置関係を総合的に判断し、構造上、堅牢な造りであることに加え、セキュリティの整った建物を選定すべきです。

【住居選定にかかるチェックリスト（別添1）】をご活用ください



## I 防犯の手引き

### (2) 外出時

都市部においては、日常的に強盗事件やスリ、置き引き、車上荒らし等の犯罪が横行している状態でありますので、常に強盗犯の標的にならないよう行動することが極めて重要となります。主な犯行は日没から日が昇るまでの時間帯に行われますが、日中であっても、隙を見せれば強盗犯の標的とされ、被害に遭う可能性も十分あります。

コスタリカで外出する際には、特に以下の点に留意して行動してください。

#### ① 服装・携行品

- ・目立つ服装は避け、T P Oに応じた服装を心掛ける。
- ・所持している携行品（財布等）の形状等が他人から確認しにくい衣服を選ぶ。
- ・目立つ装飾品は身につけない。また、携行品は分散して携行する。

#### ② スリ

- ・バス車内や雑踏の中でのスリ被害が多く発生しているため、財布をズボンの尻ポケットやリュックの外ポケットに入れるのは避ける。
- ・可能な限り、バス等の公共交通機関の利用は避ける。

#### ③ 置き引き

- ・長距離バスターミナルでの置き引きには注意が必要。犯行は複数でターゲットを物色しているケースが多いため、荷物は足元に置き放しにせず、手元から離さない。
- ・バス車内での置き引きにも要注意。網棚に置いて居眠りをしたり、休憩地点で車内に荷物を置いたまま離れない。
- ・レストランのテーブルやイスに荷物を置いたまま、席から離れない。

#### ④ 窃盗

- ・家が留守だとわかると、たとえ短時間であっても侵入の被害に遭う可能性があるため、

外出の際には室内の電気を点けたままにしたり、テレビやラジオを点けたままにしたりするなど、外出を悟られないよう留意する。

- ・観光地やショッピングモールなど不特定多数の人が集まる場所では、貴重品（携帯電話・スマートフォン・パソコン・デジカメなど）は外部から視認できないようにするなどの取扱いに十分注意する。

#### ⑤ 強盗

- ・日没後に徒步で出歩いていると路上強盗の被害に遭う危険性が高くなるため、近くであっても、車や配車アプリ（流しのタクシーは避ける）を利用する。
- ・銀行やA T Mで現金を引出した後、強盗に遭うケースもあるため、一度に多額の現金を引出さない。また、引出した後はすぐに車や配車アプリを利用し徒步での移動を避ける等、注意が必要。

## I 防犯の手引き

#### ⑥ 傷害

- ・貧困層の多い地区では、酒に酔ってのけんかや麻薬を巡る争いなどが日常的に起きているため、このような地区には近寄らず、万が一遭遇した場合はすぐに現場から離れ、巻き込まれることのないようにする。

#### ⑦ 暴行

- ・サンホセ市内では、繁華街のすぐそばには空き地があり、空きビル・駐車場に連れ込まれ暴行を受ける可能性があるため、十分注意が必要です。
- ・ガイドブックに載っている海岸でも、人里から離れ、人が少ない場所が多く、外国人の暴行被害が報告されているので、細心の警戒が必要です。

#### ⑧ 徒歩移動時

- ・徒歩での単身移動は日中であってもできるだけ避ける。特に夜間は単身で移動しない。
- ・極力、道路幅が広く、人通りの多い大通りを利用し、車道からなるべく離れて歩く。
- ・明るい場所を歩く。（暗い路地や建物の入り組んだ場所等は日中でも避ける）
- ・道路を横断等する場合には、周囲の安全を自分の目でしっかり確認する。
- ・携帯電話やスマートフォンを操作しながら歩かない。
- ・常に周囲を警戒する。（特にバイクに注意する）

#### ⑨ 車両移動時

- ・十分な補償内容の保険に加入している車両を利用する。
- ・車両乗車後は、速やかに全てのドアをロックする。
- ・窓は極力開けないように努める。（路上の物売りにも注意する）

- ・車両を駐車する場合には、極力管理人や警備員が配置されている駐車場を利用する。
- ・車両から離れる際には、車外から見える場所に物品を放置しない。
- ・走行中も荷物を助手席の足下に置くなど工夫する。



## I 防犯の手引き

### (3) 生活

コスタリカで生活する際には、住居及び勤務先の近隣住民や使用人、運転手、家主、訪問者等に対しては、防犯上の観点から一定の注意を払いながら応対することが必要です。特に自らの活動予定を予め不用意に教えるなど、『隙』を見せれば強盗犯や空き巣犯の標的にされる可能性が高まります。コスタリカで生活する際には、主に以下の点等に留意してください。

#### ① 近隣住民

- ・近隣住民と良好な関係構築に努め、逆恨みなどされないよう留意する。

#### ② 訪問者

- ・訪問者があってもすぐには扉を開けず、身元を確認してから開けるようにする。
- ・親しい知人であっても、見知らぬ同伴者がいる場合や非常識な時刻の訪問には注意する。

#### ③ 郵便物

- ・私書箱を利用する等、自宅に直接届かないようにする。
- ・不審な郵便小包や、事前連絡の無い配達物は受け取らない。
- ・配達物のチェック（差出人、外見上の不審点、表示された内容物の重さのつり合い）

#### ④ 使用人

- ・雇用に当たっては、信頼できる人からの紹介を受ける。

- ・使用者の身分証明書は必ずコピーをとり保管する。
- ・隙を見せず、貴重品を目の付くところに放置しない。
- ・逆恨みされることの無いよう、良好な関係を築く。

#### ⑤ 鍵

- ・鍵の取扱い、保管について十分注意する。  
(必要な家族のみが所持するようにし、使用者等への貸与は控える。)
- ・新たに入居する際は、新しい鍵に交換する。
- ・ピッキングに強いデインプルキーが有効です。玄関には2つ設置するとより効果的です。

## I 防犯の手引き

### (4) 交通事情と事故対策

コスタリカでは右側通行で左ハンドルの車両が走行しています。また、公共交通機関としてタクシーとバスがよく使われます。タクシーは一般的に安全と言われていますが、ピラタと呼ばれる白タクも多いため、可能な限り配車アプリで手配する車両を利用して下さい。赤い車体に三角形のマークが目印です。

近年、車両数が急増しており、道路の整備が追い付かないことも相まって、特に首都圏では慢性的に渋滞が発生しています。また、運転マナーは日本に比べて悪く、標識や信号機等交通ルールを守らない車両が多いほか、頻繁にクラクションを鳴らす・道を譲らない・無理な追い越し・無理な割り込み・右左折時のウィンカー未点灯または逆点灯・急な車線変更等様々です。このような悪質な運転をするドライバーが多いため、交通事故が多発している状態です。コスタリカで事故を起こさないために防衛運転に心掛けることは勿論のこと、万一事故が起きた場合に備え、十分な補償内容を有する車両保険への加入をお勧めします。

### (5) テロ・誘拐対策

コスタリカにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていません。ただし、テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。

近年では、世界的に見て、単独犯によるテロや一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発するなど、テロの発生を予測し未然に防ぐことがありますます困難となっています。

このように、テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識

し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。



## I 防犯の手引き

### (6) 緊急連絡先

基本的な連絡先のみを記載してありますが、必要と思われる緊急連絡先については、各自でリスト化して携行しておくと、緊急時に役立ちます。

① 警察： 911

② 消防救急： 911

(※警察、交通警察、消防、救急、赤十字、すべて 911 で対応)

③ 保険公社：800-800-8000

(※交通事故の際、交通警察とともに現場検証を行う)

④ 司法警察：800-800-0645

(※紛失・盗難の際、被害届受理票(ポリスレポート)の取得)

⑤ 緊急病院（24時間受付）

・クリニカ・ビブリカ病院：(+506) 2522-1000

・シーマ病院：(+506) 2208-1000

⑥ 在コスタリカ日本国大使館

住 所： Torre La Sabana, Piso 10, Sabana Norte, San José, COSTA RICA

開館時間： 08:00 ~ 16:30

電 話： 2232-1255

国外から：(+506) 2232-1255

F A X：2231-3140

国外から：(+506) 2231-3140

開館時間外（夜間・土日祝祭日）：緊急電話対応オペレータが対応いたします。

※コスタリカ時間平日午後4時30分～翌午前8時まで、及び休館日終日対応

※コスタリカと日本の時差は、『 - 15 時間 』となっています。

ホームページ : <http://www.cr.emb-japan.go.jp>

在留邦人の皆様の安全確保を第一義的に担っているのは、各国政府となりますので、万一、事件や事故等に巻き込まれた場合には、各人で治安当局にその旨を一報（被害届の提出）をする必要がありますが、併せて当館へご一報ください。

## I 防犯の手引き

### (7) 緊急時の情報収集

緊急事態発生時の対応で最も大切なことは、正確な情報の入手です。電話やインターネット回線が利用できる状況であれば、当館からのメールを受信することやホームページを確認することが可能ですが、緊急事態が発生した場合、電話やインターネット回線が不通となる可能性があります。このような状況に陥った場合において、『NHKワールド・ラジオ日本』のニュースや「海外安全情報」は非常に有益です。

特に「海外安全情報」には外務省や当館などからも積極的に情報提供を行うなどしておりますので、短波放送の受信が可能なラジオ（予備電池の準備もお忘れなく）を準備しておくことをお勧めいたします。

#### 短波放送に関する情報（NHKワールド・ラジオ日本）

URL: <http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/shortwave/>

### (8) 簡単な緊急時の現地語表現

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 助けて           | Ayuda (アシュダ)   |
| ② 危ない           | Cuidado (クイダード)  |
| ③ 泥棒            | Ladrón (ラドロン)  |
| ④ 日本大使館         | Embajada del Japón (エンバハーダ デル ハポン)                       |
| ⑤ 警察を呼んでください。   | ¿Puede llamar a la policia?<br>(プエデ リマール アラ ポリシア)        |
| ⑥ 英語の話せる人はいますか？ | ¿Hay alguien que habla inglés?<br>(アイ アルギエン ケ アフラ イングレス) |
| ⑦ 私は～がしたいです。    | Quiero ~ (動詞の原形) (キロ ~)                                  |
| ⑧ 私は～が痛い。       | Tengo dolor de ~ (痛い部位)<br>(テンゴ ドーロル テ ~)                |
| ⑨ 私は～を盗まれました。   | Me robaron ~   |

- (メ ロバロン ~)
- ⑩ 私は～に滞在しています。 Me estoy quedando en ~  
(メ エストイ ケダンド イン ~)
- ⑪ ～に電話してください。 Llame a ~、 por favor  
(ジヤメア ~、 ポル フアボーラル)

## II 在留邦人用緊急事態対処要領

コスタリカは環太平洋地震帯に属し、地震の多い国として知られています。過去にも大地震や火山の噴火による被害等が多く発生しており、今後も大規模災害の発生が懸念されています。このような緊急事態への対応には平素からの準備がとても重要となります。

### 1 平素の準備と心構え

本冊子における緊急事態とは、コスタリカに居住・滞在する在留邦人の生命、身体、財産等に危険が差し迫っている緊急の状態を指します。例を挙げると大規模な災害や事件・事故、治安情勢に大きな影響を及ぼすデモ活動・暴動、危険な感染症の流行等がこれにあたります。

このような事態に陥った場合、または発生するおそれがある場合に重要なことは、**最新かつ正確な情報の入手・分析を行い、自らの置かれた状況を正しく把握し、適切な対応を行うことです。**しかし、突然発生した事象の『受け手』に回って対応していたのでは、適切な対処が行えない可能性もあります。従つて、『日々の備え』が極めて重要となります。

#### (1) 在留届の提出・更新

当館からの連絡や情報発信が確実に入手できるよう、3ヶ月以上コスタリカに滞在される在留邦人の方は、『在留届の登録』を、短期の旅行を予定されている方は、『たびレジの登録』を行うとともに、緊急事態が発生した際に連絡ができるように旅行日程や連絡先等を本邦のご家族に事前に伝えておいてください。

*Importante!*

『在留届』及び『たびレジ』への登録 = 最新治安情報等の入手が可能

- インターネットによる電子届（ORR ネット）：<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>  
※『在留届』の提出や入力内容の変更も可能。
- 『たびレジ』登録ページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

#### (2) 連絡体制の整備

緊急事態の発生は予見できない場合も多いため、各組織や家族内で緊急時の連絡方法については予め検討しておくと有益です。また、コスタリカで活動する日系企業などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。当然、緊急事態の態様や状況に

よって実際に行う対応はマニュアルと異なる場合もあると思いますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を定めておくと、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

## II 在留邦人用緊急事態対処要領

### (3) 退避場所

緊急事態発生の際には、前述したとおり事態が深刻になった場合に備え、組織毎に予め避難場所（外部との連絡が行いやすく、危険とされる施設や通りから離れた場所が望ましい。可能であれば複数設定しておく）を検討しておくことをお勧めします。

なお、緊急事態の様相や状況に応じ、日本大使公邸、日本人学校への一時避難等をお願いする場合があります。

#### 大使公邸：在留邦人および旅行者含む短期滞在者等

(Barrio Rohrmoser, Sabana Oeste, de la primera entrada, 300mts Oeste, San José)

#### 日本人学校：日本人会会員等

(Barrio los Colegios de Colegio de Farmaceuticos 50mts al este, Moravia)

※但し、緊急事態が発生した場合、情勢によっては、集合するより自宅等に残って戸締まりを行い、安全を確認するまで待機したほうが安全な場合もあります。状況をよく確認して、軽拳妄動は慎んでください。

### (4) 携行品及び非常用物資の準備

大規模災害発生時には、交通機関や医療機関等を含めた社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災グッズとして考えられるものを、最低10日分備蓄しておくことが望ましいとされています。なお、一般的に人間が1日に必要とする飲料水は3リットル/人とされています。

また、旅券・現金・貴重品等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておくことが大切です。

【緊急事態に備えてのチェックリスト（別紙2）】をご活用ください

## II 在留邦人用緊急事態対処要領

### 2 緊急時の行動

## (1) 基本的心構え

緊急事態の発生又はそのおそれがある場合には、当館は短期滞在者も含めた在留邦人の安全確保のために万全を期した活動を行いますが、緊急事態が発生した（又は覚知した）段階で各自がどのような状況に置かれているか瞬時に把握することは不可能です。従って、特に不測の事態が発生した直後は、以下のポイントに特に留意して行動してください。

- 先ず自身の身の安全を第一に行動する
- 正しい情報で行動する
- 落ち着いて自身の置かれた状況を確認する
- 決して慌てない
- 安全な場所への安全なルートを確保して移動する

## (2) 情報の把握

当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信するとともに、在留邦人の安否を確認し支援を必要とする在留邦人の方々への対応を行います。

また、連絡は電話または電子メールにより隨時行います。

在留邦人の皆様におかれましては、常に当地の新聞やテレビ、ラジオ等の情報を確認するとともに、現地職員や現地の友人等からの情報も広く収集し、集めた情報の分析を行い、正確な情報の把握に努めてください。

## (3) 当館への通報等

現場の状況のうち、通報することが望ましい、あるいは必要があると認められる情報は、隨時当館に通報してください。他の在留邦人等の方の貴重な情報となります。

緊急事態発生の際には、当館から在留邦人等の方に情報提供を依頼することもありますので、ご協力をお願いします。

# II 在留邦人用緊急事態対処要領

## (4) 国外への退避

緊急事態が発生又は具体的な脅威等が差し迫った場合などに、当館が「渡航中止勧告」もしくは「退避勧告」を発出する場合があります。**特に「退避勧告」を受けた場合には、一般商用便が運航している間はそれを利用して、可能な限り早急に安全な国外の国へ退避してください。**また、その際は、可能な限り事前に大使館（退避先の日本大使館／総領事館、または外務省（海外邦人安全課））への連絡をお願いします。

一般商用便の運行が停止された場合や満席で予約が取れない場合等は、その他の方法（例：

チャーター便の手配や陸路・海路による脱出等)による国外退避が必要となる場合もありますので、当館との緊密な連絡を維持するように心がけてください。

**真に事態が切迫した場合には、当館から退避又は避難のための集合を呼びかける場合があります。その場合には、しっかりと内容を確認して、指定された避難先に集合してください。**

なお、避難先において待機する必要が生じることも想定されます。このような場合には、可能な限り前述した非常用物資等を持参するようお願いいたします。

また、真に事態が切迫した場合には、ご自身と家族の「生命」、「身体」の安全を第一に考え、不必要的荷物を携行することは避けてください。



### III チェックリスト集（別紙1）

#### 【住居選定にかかるチェックリスト】

##### 《 住居の選択 》

- 住居のあるエリアの治安に関する情報を調べたか
- 自分の目で下見を行い、複数の物件から比較検討したか
- 昼だけでなく、夜間、休日に周囲の状況を確認したか
- 市街地（道路）地図を入手し、図上研究を行ったか
- 日常的に利用する施設や勤務先との距離に問題はないか
- 選択に際し、当地で居住している他の日本人からの助言を得たか

- 危険に応じた「住居の安全対策基準」を自分／組織なりに定めたか
- 管理会社／家主は信頼できるか（緊急時に連絡できる電話番号はあるか）

#### 《 交通経路の安全確保 》

- 住居から目的地（例：勤務先・学校等）まで、複数の安全なルートがあるか
- 日常的に使用するルートの道幅は比較的広くかつ安全か
- 使用ルート上には緊急時に避難できる安全な場所（例えは警察署）があるか
- 目的地までのルート上に危険とされる地域（貧民街等）はないか

#### 《 住居周辺の安全確保 》

- 住居周辺の治安情勢を調べたか
- 住居の周辺地域住民の安全に対する関心は高いか
- 警察、消防、医療、救急機関などのサービスが緊急時に短時間で利用可能な範囲にあるか
- 犯罪多発地域（貧民街等）に隣接していないか
- 住居を監視される場所が近くにないか
- 不審者や不審車両に対する警戒（監視カメラ等の記録含む）が容易に行えるか
- 住居周辺に爆弾テロの目標となるような施設はないか

#### 《 住居の安全確保 》

- 住居への出入り（車両・人体ともに）は安全かつ迅速に行える構造となっているか
- 住居の周辺（特に通常出入りする扉等の周囲）に犯人が身を潜めるような場所はないか
- 近隣住人について確認したか
- 住居の安全対策は周辺住居の安全対策（外観）と比べて同等以上となっているか

～ 裏面に続く ～

- 管理会社／家主は住居の安全対策強化に積極的か
- （入居時）出入口の鍵はすべて新品に交換されているか。また、複製が困難な鍵であるか
- 出入口扉の素材及び厚みは信頼できるものか
- 来訪者が前に立つドアにはドアチェーンやドアスコープが設置されているか
- 窓には鉄格子が設置されているか
- 建物外周（隣家を含む）から簡単に侵入できない構造になっているか
- 警報装置は設置されているか
- （独立家屋の場合）敷地外周塀や門の上部にレーザーブレード・ワイヤー／エレクトリックワイヤー等が設置されているか
- 敷地外周及び敷地内（共用部等）への監視カメラの設置は行われているか。また、正常に稼

働しているか

- 敷地外周及び敷地内への照明設備は正常に作動しているか
- 訓練を受けた警備員が適切に配置されているか
- (集合住宅の場合) 防災設備は適切に設置されているか。また、避難経路が確立されているか

《 その他 》

- メイドや運転手等を雇用する場合は、事前にしっかり身分確認を行ったか
- 住宅を長期に亘って留守にする場合は、信用できる人に定期的なチェックを依頼したか

「住居選定にかかるチェックリスト」

～ おわり ～

### III チェックリスト集 (別紙2)

【緊急事態に備えてのチェックリスト】

《 旅券 (パスポート) 》

- 常時 6か月以上の残存有効期間がある (6か月以下の場合には、当館に発給申請)
- 身分証はいつでも持ち出せるか
- 旅券最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を漏れなく (血液型含む) 記入してあるか
- いつでも持ち出せるように管理しているか

《 現金及び貴重品 (貴金属、預金通帳、クレジットカード等) 》

- 家族全員が当分の間 (10日程度)、生活するのに必要な現地流通通貨 (少額な額面のものを含む) を準備しているか

- 外貨 (米ドル、日本円等) も一定額準備しているか

- 旅券同様、いつでも持ち出せるように管理しているか

《 自動車 》

- 常時整備しているか

- 常に一定量以上の燃料を入れているか

- (可能であれば) 十分な燃料を確保・保管しているか

- 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー等を常時備えているか

- 自動車を所有していない場合、近隣で自動車を所有している人物と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談しているか

《 その他携行品 》

- 携帯電話及び充電器

- 衣類、着替え (長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なもの)

ではないもの。麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい)

- 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- 非常用食料等

家族が当面の間（2週間程度）、自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類（及び缶切り）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター、大型の水筒等を携行するようにしてください

～ 裏面に続く ～

- 医薬品等

家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏等

- ラジオ（N H Kワールド・ラジオ日本、ラジオジャパン、B B C、V O A等の短波放送が受信できる電池式のもの。予備電池）

- その他

懐中電灯、予備バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバー出来るもの）、緊急連絡先リスト（住所、電話番号）、市販されている居住地の地図等

「緊急事態に備えてのチェックリスト」

～ おわり ～

## おわりに

海外における治安・社会情勢は常に変化しており、時にはテロ事件など急激な変化が生じる場合もあります。これに加え、所謂、大規模自然災害の脅威や危険とされる感染症の流行等もあります。これらの変化や脅威を事前に予測することは困難な場合多く、残念ながら、過去には多くの被害を伴う災害・事件・事故が発生しています。

この「安全の手引き」が、コスタリカで生活を営む皆様方の心の支えとなり、短期滞在者も含めた在留邦人の皆様方が、より安全対策に高い意識をもって取り組む一助になれば幸いです。



この「安全の手引き」に関するご意見・ご要望等がございましたら、  
コスタリカ日本国大使館・領事班またはコスタリカ日本人会までお気軽にお知らせください。

## コスタリカ日本人会

ホームページURL：<http://www.ajaponesa.com/>

E-Mail：[info@ajaponesa.com](mailto:info@ajaponesa.com)

## 在コスタリカ日本国大使館

電話：2232-1255、FAX：2231-3140

ホームページURL：<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>

E-Mail：[embjapon@sj.mofa.go.jp](mailto:embjapon@sj.mofa.go.jp)

領事窓口受付時間：平日 8:00-12:00、13:00-16:30